

【第2号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）】に関する 手続きの流れ

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

【利用対象者】

- (1) 住所地等が以下のとおりであること。
法人：登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
個人：事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
- (2) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 下記のいずれかの要件に該当すること。
 - ①-イ 申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
 - ①-ロ 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
 - ①-ハ 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- ② 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

【必要書類】

法 人		個 人	
番号	必要書類	番号	必要書類
①	認定申請書 1部 ※指定様式あり	①	認定申請書 1部 ※指定様式あり
②	申請書に記入した金額を証明するもの （月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳、金融機関で発行した残高証明書等）	②	申請書に記入した金額を証明するもの （月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳、金融機関で発行した残高証明書等）
③	直近1年分の確定申告書（別表1、法人事業概況説明書）の写し	③	直近1年分の確定申告書の写し（青色（青色申告決算書を含む一式）又は白色（収支内訳書を含む一式）） ※電子申告の場合はメール詳細の写しも必要
④	履歴事項全部証明書の写し ※発行日から3ヵ月以内のもの		

【注意事項】

- ・指定案件は、中小企業庁のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

[セーフティネット保証制度\(2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限\) | 中小企業庁](#)

【提出先】 窓口にてご提出をお願いいたします（予約不要）。

府中市生活環境部産業観光課 商工係

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

TEL 042-335-4142

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。